

新ひだか町地域材利用推進方針

新ひだか町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、国の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。）及び北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用を促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

国の基本方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえたうえで、町等が整備する建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業・林産業の成長産業化、雇用の創出等を図るうえで極めて重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない

「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適切な整備を推進することは、脱炭素社会の実現のためにも重要である。

加えて、木材は断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りでリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理的・身体的・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療機関など幅広い建築物において、環境に優しい地域材を積極的に利用することは快適な生活環境の形成に貢献するものであり、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1の建築物における地域材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、町、事業者、町民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(1) 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 町による取組

町は、自ら率先してその整備する建築物等における地域材の利用に努めるとともに、本推進方針を公表し、地域の実情に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

② 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町推進方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域材の利用の推進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の推進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給およびその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用の方法の提案等に努めるものとする。

③ 町民による取組

町民は、法第7条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町、建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、道推進方針及び町推進方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物等における地域材の利用の促進及び公共建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「グリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物等を整備・推進する者は、その整備・施工する建築物において地域材を利用するに当たっては、道が「北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）」に基づき毎年度定める「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たすものの選択に努めるとともに、町民の安全と安心を確保する観点やグリーンウッド法の趣旨を踏まえ、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されているJAS製品の積極的な使用に努めるものとする。

(4) 町民の理解の醸成

町は、公共建築物における地域材の利用の促進の意義等について町民に分かり易く示すよう努めるものとする。

特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）においては、木材利用関係者が連携し、建築物における地域材の利用の意義について積極的に普及啓発に取り組みものとする。

(注)

この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第13条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成を図るため、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、その知識及び技術を有する人材を育成等に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

さらには、ライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、地域材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす影響を定量的・客観的に示す手法及びEGS投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標等、さらには建築物における木材の利用が環境面、経済面等について及ぼす影響について情報提供に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

町は、法第14条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成等に努め、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

3 建築物利用促進協定精度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針、本推進方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 町が整備する公共の用又は公共に供する建築物

これらの建築物には、広く道民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、

公務員宿舎等が含まれる。

② 町以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、該当建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

(2) 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

① 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

② 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

③ 木質バイオマスの利用の促進

木質ペレットや木質系断熱材など森林バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

また、工事現場での環境配慮への取組として、木質バイオマスの利用（例：木質ペレットストーブ、オガ粉を用いたバイオトイレ等）を促進するものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第2の4(1)の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

5 公共土木工事における地域材の利用の促進

地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、町が所管する公共土木工事全般とし、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。

また、工事現場での環境配慮への取組として、木質バイオマスの利用（例：木質ペレットストーブ、オガ粉を用いたバイオトイレ等）を促進するものとする。

第3 町が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の推進

1 公共建築物における木造化・木質化の推進

(1) 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の4(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き原則として全て木造化を図るものとする。

(2) 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとするが、関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、地域材を原料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

2 公共建築物における地域材製品等の利用の推進

(1) 木質家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物においてしようする家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

(2) グリーン購入の推進

町が整備する公共建築物において利用する地域材製品については、「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たすものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の推進

町が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

3 公共土木工事における地域材の利用の促進

町は、その実施する公共土木工事のうち、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。また、新たな技術の活用や資材の転換により地域材の利用が見込める工種・工法について、積極的に試験施工に取り組むものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備・施工における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、CLT等の新たな木質部材の低コスト化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定に基づき木材の利用が促進されるように地域材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、町はこれらの地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術開発等

町は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低コスト化に資する技術の普及等を促進する。

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

町は、工作物等での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、町は、鳥獣被害防止柵など建築物以外の農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

2 森林バイオマスの利用の促進

町は、建築物における森林バイオマスの利用を推進するとともに、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及び利用の拡大を推進する。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効果的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

第6 その他必要事項

1 公共建築物及び公共土木の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用可能であることも考慮する必要がある。

2 地域材の利用拡大に向けた推進体制

町は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係課等で組織する連絡会議を設置するなど、体制の整備に努めるものとする。

(参考)

地域材を利用できる主な施設等

1. 公共施設

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	3,000㎡以下			3,000㎡超	
	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超			
	2階建て以下	3階建て		【各建築物共通】	
学校	3階建て以下のも のは、木造（用途 に供する床面積の 合計が2,000㎡以 上、又は3階を用 途に供するものは 準耐火建築物）と する。	必要な防火措置を 行い木造（用途を 供する床面積の合 計が2,000㎡以上 のものは準耐火建 築物）とする。	2階建て以下のも のは、木造とす る。	3階建て以下のも のは、延焼を防止 する防火壁等で有 効に区画し、かつ、 各区画の床面積の 合計をそれぞれ3,000㎡以内と する措置や、必要 な防火措置を行い 木造とする。	<p>次の全ての条件を 満たすこと。</p> <p>① 合法性又は持続 可能性が証明さ れた木材</p> <p>② 北海道内で生産 し加工されたこ とが証明された 木材</p> <p>③ JAS製品 ただし、道内に 加工施設がなく 地域材を原材料 とする製品の入 手が困難な場合 や特殊な用途に 用いる製品を必 要とする場合等 はこの限りでな い。</p>
社会福祉施設	2階建て以下のも のは、木造（2階 部分が300㎡以 上のもは準耐火 建築物）とする。	必要な防火措置を 行い木造（用途を 供する床面積の合 計が300㎡以上 のものは準耐火建 築物）とする。	—	※2階建て以下 で、2階部分が 200㎡未満のもの に限る。	
医療施設 （病院、診 療所等）	入院施設 あり	2階建て以下のも のは、木造とす る。	必要な防火措置を 行い木造とする。	※2階建て以下の ものに限る。	
	入院施設 なし	2階建て以下のも のは、木造とす る。	必要な防火措置を 行い木造とする。	※2階建て以下の ものに限る。	
運動施設	3階建て以下のも のは、木造（用途 に供する床面積の 合計が2,000㎡以 上、又は3階を用 途に供するものは 準耐火建築物）と する。	必要な防火措置を 行い木造（用途に 供する床面積の合 計が2,000㎡以上 のものは準耐火建 築物）とする。	必要な防火措置を 行い木造（準耐火 建築物）とする。		
社会教育施設	3階建て以下のも のは、木造（用途 に供する床面積の 合計が2,000㎡以 上、又は3階を用 途に供するものは 準耐火建築物）と する。	必要な防火措置を 行い木造（用途に 供する床面積の合 計が2,000㎡以上 のものは準耐火建 築物）とする。	必要な防火措置を 行い木造（準耐火 建築物）とする。		
集会場	2階建て以下で客 席が200㎡未満 のものは、木造と する。	客席が200㎡未 満のものは、必要 な防火措置を行い 木造とする。	—	※2階建て以下で 客席が200㎡未 満のものに限る。	
公営住宅 職員住宅	3階建て以下のも のは、木造（2階 部分が300㎡以 上のもの、又は3 階を用途に供する ものは準耐火建 築物）とする。	必要な防火措置を 行い木造（2階部 分が300㎡以上の もの、又は3階を 用途に供するもの は準耐火建築物） とする。			
庁舎、研修所	3階建て以下のも のは、木造とす る。	2階建て以下のも のは、必要な防火 措置を行い木造と する。	2階建て以下のも のは、必要な防火 措置を行い木造 （準耐火建築物） とする。		
宿泊施設 （研修宿泊所等）	2階建て以下のも のは、木造（2階 部分が300㎡以 上のもの、又は3 階を用途に供する ものは準耐火建 築物）とする。	必要な防火措置を 行い木造（2階部 分が300㎡以上 のものは準耐火建 築物）とする。	—	※2階建て以下の ものに限る。	
倉庫	3階建て以下で3階 部分の床面積の合 計が200㎡未満の ものは、木造（1,500㎡以上 のものは準耐火建 築物）とする。			※3階部分は200㎡ 未満のものに限 る。	

(1) 第6の1（再掲） 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築基準法に基づく所定の防火措置を講じるものとする。

(3) 建築物の規模のうち3,000㎡超の取扱いは各建築物共通とし、建築物の用途によって取扱いが異なる部分は斜体の文字で示すとおりとする。

2. 木製家具

木質家具導入を推進する施設	主な対象施設	導入を推進する主な木質家具	導入の基準								
学校	小学校、中学校 等	<table border="1"> <tr> <td>机</td> <td>事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>事務用、教室用、会議室用、応接用 等</td> </tr> <tr> <td>収納家具</td> <td>書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ローテーション、案内板、掲示板、傘立て、コトハンガー 等</td> </tr> </table>	机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等	椅子	事務用、教室用、会議室用、応接用 等	収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等	その他	ローテーション、案内板、掲示板、傘立て、コトハンガー 等	<p>各施設の新・増改築及び各種家具更新時に、次の全ての仕様を満たす木製品を導入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 地域材の使用が明記された製品であること。</p> <p>② 接着剤・塗料・木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。</p> <p>③ その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。</p> </div> <p>なお、導入を推進する木質家具のうち「机・椅子」については、「3. 木製机・椅子」のとおりとする。</p>
机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等										
椅子	事務用、教室用、会議室用、応接用 等										
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等										
その他	ローテーション、案内板、掲示板、傘立て、コトハンガー 等										
社会福祉施設	児童福祉施設、障がい者（児）支援施設 等										
医療施設	病院、診療所 等										
運動施設	体育館、水泳プール 等										
社会教育施設	図書館 等										
集会場	集会場 等										
公営住宅 職員住宅	公営住宅、職員住宅 等										
庁舎・研修所	庁舎、研修所 等										
宿泊施設	研修所 等										
その他	倉庫 等										

3. 木製机・椅子

対象施設				仕様												
<p>各部等が所管する下記施設を対象とし、新・増改築、破損等による交換などの机・椅子更新時に木製机・椅子を導入する。</p> <table border="1"> <tr> <th>所管部局</th> <th>教室用</th> <th>事務室用</th> <th>その他 (会議室、応接・待合室、OA室等)</th> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>全ての町立施設を対象とする</td> <td>全ての町立施設を対象とする</td> <td>全ての町立施設を対象とする</td> </tr> <tr> <td>教育長部局</td> <td>全ての町立施設を対象とする</td> <td>全ての町立施設を対象とする</td> <td>全ての町立施設を対象とする</td> </tr> </table>				所管部局	教室用	事務室用	その他 (会議室、応接・待合室、OA室等)	町長部局	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする	教育長部局	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする	<p>町立施設に導入する机・椅子について、共通の仕様を設定する。</p> <p><共通仕様></p> <p>机天板や椅子背・座面等に地域材が使用された製品を、今後、町立施設に導入を推進する机・椅子の共通の使用とする。</p> <p>また、製品の選定に当たっては、以下①～⑤の全ての条件が満たされているものとする。</p> <p><選定条件></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 机天板等の木質部分の見た目や肌触りなどから、木の良さが感じられるものであること。</p> <p>② 部材に集成材・合板・積層板が用いられている場合は、ホルムアルデヒド放散量の水準が「日本農林規格（JAS）」で定められている『F☆☆☆☆』のものであること。</p> <p>それ以外の部材についても、健康や環境に十分に配慮したものが使用されていること。</p> <p>③ 木質部分が衣類等に引っかからないように表面加工されていること。</p> <p>④ サイズは導入施設に合わせること。</p> <p>⑤ グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。</p> </div>
所管部局	教室用	事務室用	その他 (会議室、応接・待合室、OA室等)													
町長部局	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする													
教育長部局	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする	全ての町立施設を対象とする													
推進方策																
<p>導入を進めるための具体的な方法として、各施設の導入箇所に応じた導入方法等を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>導入箇所</th> <th>導入方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新築時においては、積極的に木製机・椅子の導入を検討する。 ◆ 机・椅子を老朽化等により更新する場合又は破損等により交換する場合は、積極的に木製品の導入を検討する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 天板は、「リバーシブル」又は「交換が可能」であること。 ② 持ち運びが容易な工夫又は軽量化（机・椅子セットで概ね15kg以内）された製品であること。 ③ 部品交換やメンテナンスが容易に行えること。 ④ サイズは「日本工業規格『学校用家具—教室用机・椅子』（JIS S 1021）」を参考にすること。 </td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理職、受付など、来庁者の目に付きやすい箇所は、積極的に木製机・椅子を導入する。 ◆ その他の机・椅子については、必要に応じて木製品の導入を検討する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 諸条件により、スチール製の机を導入する場合は、天板にかぶせる「木製補助天板」を用いること。脇机も同様とする。 ② 椅子については、価格・耐久性当の面を考慮し、必要に応じて木製品とすること。 ③ 机の付属品として、机上名札や課名表示板なども積極的に木製品とすること。 </td> </tr> <tr> <td>その他 <small>（会議室、応接・待合室、OA室等）</small></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議室・応接室等は、不特定多数の方が利用する機会が多い場所であることから可能な限り各部位に木材が使用された製品を導入すること。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ※ 机・椅子以外の備品等も、積極的に木製品を取り入れ、PR効果を高める。 </td> </tr> </tbody> </table>					導入箇所	導入方法	摘要	教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新築時においては、積極的に木製机・椅子の導入を検討する。 ◆ 机・椅子を老朽化等により更新する場合又は破損等により交換する場合は、積極的に木製品の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 天板は、「リバーシブル」又は「交換が可能」であること。 ② 持ち運びが容易な工夫又は軽量化（机・椅子セットで概ね15kg以内）された製品であること。 ③ 部品交換やメンテナンスが容易に行えること。 ④ サイズは「日本工業規格『学校用家具—教室用机・椅子』（JIS S 1021）」を参考にすること。 	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理職、受付など、来庁者の目に付きやすい箇所は、積極的に木製机・椅子を導入する。 ◆ その他の机・椅子については、必要に応じて木製品の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 諸条件により、スチール製の机を導入する場合は、天板にかぶせる「木製補助天板」を用いること。脇机も同様とする。 ② 椅子については、価格・耐久性当の面を考慮し、必要に応じて木製品とすること。 ③ 机の付属品として、机上名札や課名表示板なども積極的に木製品とすること。 	その他 <small>（会議室、応接・待合室、OA室等）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議室・応接室等は、不特定多数の方が利用する機会が多い場所であることから可能な限り各部位に木材が使用された製品を導入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 机・椅子以外の備品等も、積極的に木製品を取り入れ、PR効果を高める。
導入箇所	導入方法	摘要														
教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新築時においては、積極的に木製机・椅子の導入を検討する。 ◆ 机・椅子を老朽化等により更新する場合又は破損等により交換する場合は、積極的に木製品の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 天板は、「リバーシブル」又は「交換が可能」であること。 ② 持ち運びが容易な工夫又は軽量化（机・椅子セットで概ね15kg以内）された製品であること。 ③ 部品交換やメンテナンスが容易に行えること。 ④ サイズは「日本工業規格『学校用家具—教室用机・椅子』（JIS S 1021）」を参考にすること。 														
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理職、受付など、来庁者の目に付きやすい箇所は、積極的に木製机・椅子を導入する。 ◆ その他の机・椅子については、必要に応じて木製品の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 諸条件により、スチール製の机を導入する場合は、天板にかぶせる「木製補助天板」を用いること。脇机も同様とする。 ② 椅子については、価格・耐久性当の面を考慮し、必要に応じて木製品とすること。 ③ 机の付属品として、机上名札や課名表示板なども積極的に木製品とすること。 														
その他 <small>（会議室、応接・待合室、OA室等）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議室・応接室等は、不特定多数の方が利用する機会が多い場所であることから可能な限り各部位に木材が使用された製品を導入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 机・椅子以外の備品等も、積極的に木製品を取り入れ、PR効果を高める。 														

4. 公共土木工事

地域材の利用を推進する・工法の考え方

推進方針第3の3において、町は地域材の利用を促進するものとしており、特に木材の利用が相当量見込めるものや高い木材使用割合を維持することにより他の工種・工法への波及が期待できるものは、原則として地域材の利用に努めるものとする。

〈事業名ごとの考え方〉

- ・農業農村整備事業：木材使用量を多く見込めるもの
- ・森林土木事業：木材使用割合を高く見込めるもの
- ・河川事業・砂防事業・道路事業・街路事業・公園事業：木材使用割合を高く見込めるもの

原則として地域材を利用する工種・工法

事業名	工種・工法
農業農村整備事業	鳥獣被害防止柵（注1） 暗渠排水疎水材（注2） 用排水路工（木杭）
森林土木事業	柵工（路側保護工） 柵工（有効柵高0.5m以下） 土留工（杵工） 法面工（伏工） 排水施設工（面壁） 路床排水工、地下排水工（砂利道区間） 筋工（土留機能を有しない） 防風工 落石防止工（緩衝工） 暗渠排水疎水材（森林整備） 植栽工（マルチング） 型枠
河川事業 砂防事業	護床、護岸工、親水施設、修景施設（注1）
河川事業 砂防事業 道路事業	柵工（転落防止柵）、柵工（雪崩予防策） 防護柵工（歩道用）（注1）
砂防事業	木柵工（法面保護工）
街路事業 道路事業 河川事業 砂防事業 砂防事業	マルチング [チップを使用する施設で樹木保護工などを含む]

（注1）地域材の利用推進によって周辺環境との調和の維持・向上を見込める地域で、かつ、性能上から木材の利用可能な施設。

（注2）地域材の利用推進によって周辺環境との調和の維持・向上を見込める地域で、かつ、性能や経済性を含め木材利用の地域合意が得られる施設。